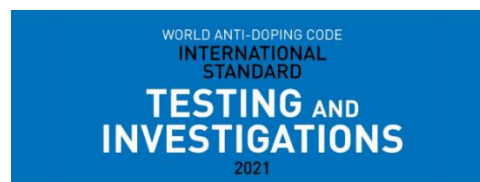


# 検査およびドーピング調査に関する 国際基準 2021



## 2015 から 2021 の変更点概要

### 2021 年 1 月 1 より、新しい「検査およびドーピング調査に関する国際基準」が発効されます

以下は、アスリート、サポートスタッフ、競技団体、スポーツ関連団体、スポーツに関するすべての方を対象に新しいルールを知ってもらうため、世界アンチ・ドーピング機構（WADA）が公開する「Factsheet on 2021 ISTI(May 2020)」を JADA で翻訳したものです。

#### 1. ISTI の対象領域の減少

- 結果管理に関する以下を含む複数の分野が、検査及びドーピング調査に関する国際基準（ISTI）から新しく策定された結果管理に関する国際基準（ISRM）に移行し規定された。
  - 付属文書 A：不遵守
  - 付属文書 I（一部移行）：居場所情報関連義務に関する結果管理
  - 付属文書 L：アスリート・バイオロジカル・パスポートのための結果管理

#### 2. 新しい定義

- ドーピング・コントロール・コーディネーター（DCC）とは、署名当事者に代わりドーピング・コントロールの一面の調整を担うが、検査管轄機関（TA）又は検体採取機関ではない機関をいう。
- 署名当事者はその検査権限を他の機関（DCC など）に委託することができるが、TA は常に TA であり続けるものとし、委託された検査を実施する機関が ISTI を遵守して実施することを確保する責任を持つ。
- アンチ・ドーピング機関（ADO）は自機関のリスク・アセスメントを文書化し、必要に応じてそのリスク・アセスメントを監視し、評価し、更新しなければならない。リスク・アセスメントと検査配分計画（TDP）は明確に関連していなければならない。
- ADO は、検体長期保管及び再分析のための方針を書面で策定しなければならない。

#### 3. 競技者の居場所情報

- 居場所情報提出競技者リスト（登録検査対象者リスト（RTP）、検査対象者リスト、その他のリスト）のピラミッドモデルの採用が明確化された。検査

対象者リストを持つ ADO は、居場所情報関連義務に従わなかった競技者に対して適切かつ相応で、世界アンチ・ドーピング規程（2.4 項）以外の措置を自機関の規則に取り入れなければならない。

- 署名当事者は、自機関の様々な居場所情報提出競技者リストに競技者を割り当てるために、ドーピング・リスクに基づいた方法を採用していることを WADA に示さなければならない。
- 検査対象者リストに対する最低要件：競技会外で少なくとも年 1 回の検査及び特定の居場所情報の提出（宿泊場所、トレーニングのスケジュール、競技会のスケジュール）。
- 国際競技連盟（IF）と国内アンチ・ドーピング機関（NADO）及び主要競技大会機関（MEO）間のより緊密な連携が求められる。
- ADO は検査を計画できるように、次の四半期が始まる前月の 15 日に居場所情報を提出することを競技者に求めることができる。
- 四半期中に発生する提出義務違反は、その違反が発覚した日に発生したものとみなされる。
- ADO は競技者の居場所情報提出状況を確認しなければならない。

#### 4. 検体採取中のアルコールの消費

- ドーピング・コントロール・ステーション内ではアルコールは提供又は消費をしない。

#### 5. 検体採取用具

- 検体採取用具の製造元を検体採取セッション中に記録しなければならない。

## 6. インテリジェンスとドーピング調査

- ADO は、WADA の内部告発者指針において概要が示されているとおり、内部告発者を支援し奨励するための指針を策定し実施すべきである。
- 更なるインテリジェンスを取得するための、違反が疑われる分析報告 (AAF) を取り巻く状況の調査 (例えば、競技者への聞き取り) が追加された。

## 7. 検体採取要員 (SCP)

- シャペロンを含め SCP のトレーニング、認定、再認定及び実行力に関連する要件が厳格化した。
- 秘密保持、行動規範及び利益相反を含む SCP との合意の要求。
- SCP の実績評価制度を持つことへの要求。

## 8. ADAMS (アンチ・ドーピング管理運営システム)

- RTP の管理を含め、効果的なドーピング・コントロール・プログラムを行うために ADAMS を使用することは義務的な事項である。
- ADO は (検体採取から) 21 日以内に ADAMS にドーピング・コントロール・フォーム (DCF) を登録する。
- 検査対象者リスト上の競技者の居場所情報は ADAMS に提出されるべきである。

### <ISTI に対する変更内容の発効>

- 特定の比重 (SG) – 2020 年 3 月より有効 – WADA の分析機関専門グループは、屈折計を使用する場合、以下に示す測定値であれば科学的に健全であり、禁止物質の検出又はアスリート・バイオロジカル・パスポートのステロイドモデルに影響を及ぼす心配はないと確認した。
  - 尿採取量が 150 ml 以上 – SG 値が 1.003 以上の場合は認められる
  - 尿採取量が 90 ml 以上 150 ml 以下 – SG 値が 1.005 の場合は認められる
  - 上記以外の場合、検体が分析に適切な SG 値を示すまで採取し続ける
- 検体採取用具 – 2019 年から有効 – ADO は、使用する用具が ISTI の要件を満たすことを確保する責任を持つ。

